

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日(月) 午後1時25分～午後2時40分
2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室
3. 出席委員

●農業委員12人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	福石	幸生
		2番	大森	正良
		3番	上田	陽一
		4番	藪内	孝博
		5番	上根	慶万
		6番	米村	進司
		8番	寺尾	孝則
		9番	岸本	利博
		10番	賀山	圭子
		12番	山本	一美
		13番	飯野	幸義

●農地利用最適化推進委員6人

15番	横田	光男
16番	宮本	裕澄
17番	河本	俊一郎
18番	小谷	幸次
19番	藪田	俊博
20番	上田	芳夫

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

13番 飯野 幸義

1番 福石 幸生

日程第4 報告事項

①前総会(6月12日)のてんまつ

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について

③議案第3号 令和5年度農用地利用集積等促進計画第3号について

④議案第4号 岩美町農業施設等に関する意見書の提出について

日程第6 その他

①所有者不明農地について

②今期総会等における主な検討・決議事項と次期農業委員への引継事項
について（資料なし）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	杉本征訓
局長補佐	前田悟史
主事	石河香央里

事務局	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>令和5年度第4回岩美町農業委員会総会のほうを開催させていただきます。</p> <p>座って説明させていただきます。</p> <p>本日につきましても、農業委員会憲章の唱和は割愛させていただきますので、各自黙読していただきますよう、お願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和5年度第4回総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立でございますが、本日の現出席委員は12名中11名で、岩美町農業委員会会議規則第6条の規定によります定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。</p>
事務局	<p>では、会長から挨拶のほうよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さんこんにちは。えらい梅雨前線の線状降水帯ですか、北九州、それから山口のほうが大変な連日豪雨に見舞われております。早く前線が解消されるようにと思っておるところであります。我々のところは、こういうふう zu 適当に雨があって、いい梅雨になってきたなあと思っているところあります。</p> <p>我々の任期も7月19日で終了いたします。委員皆さんのご努力によりまして、無事この任期を満了できることを感謝しておるところであります。本当に3年間ありがとうございました。ご苦労さんでございました。</p>
事務局	<p>それでは、議長につきましては、岩美町農業委員会会議規則第4条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後議長をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、日程3の議事録の署名ですけれども、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしということですので、13番の飯野委員さんと1番の福石委員さんをお願いをいたします。</p>

議 長

それでは、4番の報告事項のほうに入らせていただきます。
前総会のでんまつ、事務局お願いします。

事務局

報告事項、前総会のでんまつについてご説明をいたします。資料の3ページをご覧ください。

1点目です。3条2件4筆ということで、白地地内の地目畑の2筆と宇治地内の地目畑の2筆について、売買による所有権移転についてお諮りをいたしました。ご承認いただきましたので、6月13日付で譲受人さんと譲渡し人さん、それぞれに許可書を送付しております。

2点目、4条1件1筆ということで、岩井地内の畑に関する駐車場への転用についてお諮りをいたしました。ご承認いただきましたので、前回説明の中で土地改良区からの同意は見込みということで説明をさせていただいておりましたけれども、こちら同意書が発行されまして、そちらを待って6月20日に県東部農林事務所へ進達をしております。その後、6月26日付で県から許可書が発行されましたので、6月29日に農業委員会で受付をし、同日付で申請者に許可書を送付しております。

3点目、令和4年度農業委員会活動の点検・評価の決定ということで、令和4年度最適化活動の点検・評価について承認をいただきましたので、6月14日付で県、町と鳥取県農業会議に報告をさせていただきまして、同日付で町ホームページに公表をしております。

報告は以上です。

議 長

報告が終わりました。
何か質問がありましたら。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議 長

それでは、議案第1号について、事務局、説明をお願いします。

事務局

今回、2件5筆の非農地証明申請書が提出され、受理しております。まず、1件目について説明させていただきます。

延興寺の*****さんです。資料2のほうをご覧ください。申請地は資料1番の大字延興寺*****番、登記簿上は田ですけれども、現況は宅地となっております。面積は607平米です。約40年前に倉庫及びサイロを建

築し、コンクリート舗装をしており宅地となっております。こちらの資料 2 の 1 ページ目の塗り潰しの箇所が申請地です。また、2 ページ目に現況写真をつけております。ちょっと写真では地面の様子が分かりづらいですが、農業用倉庫とサイロのほかは全面的に舗装をしてあるというような状況です。証明は岸本委員にいただいております。

次に、2 件目について説明させていただきます。

2 件目、申請者は陸上の*****さんです。申請地は本資料 2 番から 5 番の 4 筆、隣接しておりますのでまとめて説明させていただきます。こちらが大字陸上*****番、*****番、*****番、*****番の 4 筆です。登記簿上は、*****番と*****番、*****番は田、*****番は畑となっておりますけれども、現況は原野となっております。面積はそれぞれ 1 3 5 平米、6 4 1 平米、2 8 2 平米、4 6 2 平米です。こちら、資料 1 の 1 ページが申請地 4 筆を塗り潰ししております。また、2 ページ目に現況写真を添付しております。4 筆それぞれ撮影箇所からの図を右上につけておりますので、ご確認をお願いします。こちらの 4 筆は全体的に耕作しなくなって約二、三十年が経過し、雑木、雑草等が繁茂し原野の状態となっております。証明は上根委員にいただいております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。質疑のある方。よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

第 1 号議案の「農地法の適用を受けない土地の認定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成で承認されました。

議 長

それでは、議案第 2 号に移らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局

今回、第 4 条転用許可申請書を 1 件受理しております。資料 3 でご説明します。

申請地は、大字本庄*****番、登記は畑、現況は畑です。面積は196平米です。申請者は岩美町本庄*****番地、*****さんです。転用目的は、墓地及び駐車場となっています。現在、墓地は申請地北側の山の斜面にありますけれども、申請者のお父様の死去に伴い、墓地の新設と寄せ墓を考えましたけれども、現在の場所では土地が狭く、整備することが困難なため、今回申請地に墓地を設置したいとのこと。宅地内への移設の検討をされたようですけれども、近隣宅からの同意が得られず、現在の墓地近くに道路に面した所有農地があり、周りにも墓があることから、今回申請地以外に適当な土地はないと判断されたそうです。

資料3の2ページに位置図をつけています。申請地と現在の土地、申請者の自宅、それぞれお示ししていますのでご確認ください。

1ページにお戻りいただきまして、続いて4番、立地基準についてです。

農地区分は第2種農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、許可根拠は先ほどご説明したとおり、代替地なしとなります。

資料の3ページには、農地区分決定根拠を載せています。こちらには、申請地をピンク色で、一団の農地を緑色で塗り潰しています。

営農条件について、申請地は北側を畑、東側を山林、西側、南側を公衆用道路に囲まれています。

1ページにお戻りいただきまして、次に5番、一般基準についてです。

1番、他法令許認可について、墓地経営に関する事前指導通知が必要で、町から事前指導通知を受けておりますので、ご提出をいただいております。また、駐車場の設置に伴い、町道の道路側溝に床板を設置予定のため、道路法第24条許可が必要となっており、既に許可されております。

(2) 規模の妥当性について、資料の4ページ、一番最後のページに土地利用計画図をつけております。ページの右側が平面図となっており、建築物としては一番右側も、南側に申請者の新設墓地、左側、北側に寄せ墓、こちらに挟まれるような形で墓地の基礎を書いておりますけれども、申請者の弟さんが将来的に墓地を建設する予定だそうで、現時点では場所の確保のため、基礎を用意する程度となるとのこと。また、申請地の左側、北側に駐車場4台分を作る計画で、法要等を執り行う際に申請者、親族用3台とお寺の1台分が最低でも必要とのことですので、妥当な規模となっています。また、土地利用計画図のページ左側はそれぞれの断面図となっておりますので、ご確認をお願いします。

一般基準の(3) 被害防除計画について、申請地は盛土を行い、隣接農地との境界にはブロックを積みます。雨水は駐車場部分から排水路に向かって配管を設置予定で、こちらは土地利用計画図の左側の断面、駐車場部分から排水路、道路側溝に向かって配管を設置予定で、汚水は発生しませ

ん。

(4) 資金調達計画ですけれども、まず必要経費としては埋立て整地費が約*****円、墓地設置費が*****円、その他費用が*****円となっておりまして、総額*****円となっております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。質疑のある方ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第2号について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

議 長

それでは、議案第3号、事務局、説明をお願いします。

事務局

では、本資料の8ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画案第3号で、令和5年7月分を掲載しております。

1番は令和5年5月1日から新規に設定するもので、2番は令和2年から集積をしているものの再配分となります。

権利の設定をする農用地につきましては、貸借権によるものは2筆の2, 723平米で、使用貸借によるものはございません。

以上です。よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。

2 番

1番の賃借ですけれども、9月から上がるのにやっぱり4, 000円かな、1反。

議 長

何。

2 番

1番の*****さんが受けられる分です。それも年度末には小作料をお支

払いせにゃいけんですけど、やっぱり4,000円かな。1年作ってないんですけど。これ9月1日から始まって12月には10アール当たり4,000円の小作料を払わにゃいけんということです。まあ、分からなんだらいいです。

事務局 賃借料に関しては、担い手機構と公社のほうで耕作者さんで決めていただいているものなので、ちょっとすみません。

議長 いいですか。

2番 いいですよ。分からんところまでは。

議長 いいですか。では、ほかに。

(質問、意見なし)

議長 では、ないようですので、採決させていただきます。
議案第3号の「令和5年度農用地利用集積等促進計画第3号について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全員賛成とさせていただきます。

議長 では、引き続きまして、第4号議案のほうに入らせていただきます。事務局のほう、説明をお願いします。

事務局 本資料の10ページから、岩美町農業施策等に関する意見書ということで、これまで5月と6月の総会のその他案件で皆さんにご確認をいただいていたところですが、今回こちらの意見書についてご協議いただきたいと思います。

こちらは、今回この議案で提出することが決定しましたら、本日総会後に会長をはじめ、職務代理と農地、農政部長、この4人で町長に意見書を提出をさせていただきたいと考えております。

内容につきましては、前回総会でお配りした内容と変更はしておりません。冒頭は、11ページ、農業委員会の役割、農業を取り巻く状況、そして農業委員会等に関する法律第38条に基づく農地等の利用最適化の推進

に関する施策等に反映されるよう、意見書を提出するという旨を記載しております。

また、12ページからは意見書の内容ということになりますけれども、前回総会でご説明をしたので、詳細については割愛をさせていただきますけれども、項目としましては、1番が米価対策について、2番が耕作放棄地対策について、3番が有害鳥獣対策について、4番が農業用施設等の老朽化対策について、5番が農業担い手不足（農業後継者不足）対策についてということで、それぞれの項目に関して課題や意見、そして施策への要望を記載しております。こちら、農政部会を開催しましたが、令和4年度に協議を重ねて出していただいた内容を基に構成をしております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

意見書を、5項目について、こういうふうにまとめさせていただいております。ご意見がございましたら、いいですか。

3番

有害鳥獣対策についてという文言がありますけど、その（1）の農家のというのは、これは個人のも入るわけですか。認定農業者、農事組合法人とか、いわゆる防止柵の絡みでそれに係る補助制度の補助率を上げるとか書いてあるわけなんですけど、これは個人が申請してもオーケーなんですけど、それだと、今は私の部落は一応メッシュで囲ってあるわけなんですけど、個人でまだそれじゃいけないことでネットを張ったり、電柵をしたりとかされる個人の農家なんかおられるわけなんです。大きな団体ならするけど、もう個人でやって、その人はみんな自分で自腹を切って自分の田んぼを守るということで二重の、部落でし、また個人でしということなんですけど、この文言から見ると、農家の取扱いというのはどうなんですか。

事務局

基本的には農事組合とか自治会というものからの申請で事業はしてますけども、あと要綱上は大体1ヘクタール以上の農地を受益面積とした場合についてということがあって、そこに書いてある農家っていうのは、そういう農業団体も含めてのことで書いているつもりですけど。

3番

農事実行とかでなかったら、個人でやっとなら、勝手にしとるちゃあおかしい、やっとなら対象外という捉え方で構わないのですか。

事務局

そうですね。そういうのは対象外で、今までも断ってきてます。

3番

了解です。

議長

ありますか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

じゃ、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。
第4号議案の「岩美町農業施策等に関する意見書の提出について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。
5時から4名で町長に提出させていただきますので。

議 長

それでは、以上で議事のほうは終了いたしました。
その他について、事務局のほうでお願いします。

事務局

- ①所有者不明農地について
- ②今期総会等における主な検討・決議事項と次期農業委員への引継事項について

議 長

どうも長い間ご苦勞さんでございました。ありがとうございました。